工事現場の元請事業者の方へ 現場の再確認をお願いします

相模原労働基準監督署は、令和5年6月に、工事現場等の集中パト ロールを実施しました。指摘をした事項についてチェックリストを作成 しましたので、皆様の現場におかれましても再点検をお願いします。

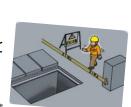
【新築・改修・修繕工事】

- 高さ2メートル以上の作業床の端に、手すり等の墜落防止措置を 講じていますか。
- 高さ2メートル以上の外部足場の作業床の端と躯体の間が30セ ンチメートル以上離れている箇所に、手すり等の墜落防止措置を講 じていますか。
- □ エレベーターを設置予定の開口部(高さ2メートル以上)に、手 すり等の墜落防止措置を講じていますか。
- 高さ2メートル以上の外部足場の作業場所において、物体落下防 止措置(メッシュシート等)を講じていますか。
- 高さ1.5メートルを超える箇所に安全に昇降するための設備を設 けていますか。
- 山留め工事の掘削部が深さ2メートル以上である箇所に、手すり 等の墜落防止措置を講じていますか。
- 各種作業主任者の氏名及びその者に行わせる事項を作業場の見や すい箇所に掲示する等により関係労働者に周知させていますか。
- 外部足場について、最大積載荷重を足場の見やすい場所に表示し ていますか。
- 特定元方事業者が、作業日ごとに作業場所を巡視していますか。
- 協議組織の会議を月1回以上、定期的に開催していますか。
- 高さ10メートル以上の足場の設置届を提出した後、足場の主要 構造部分を変更する場合は、当該変更工事開始30日前までに、変 更届を相模原労働基準監督署長に届け出ていますか。

【土木工事】

- □ ドラグ・ショベルの年1回の特定自主検査、月1回の定期自主検 査、作業前の点検を実施していますか。
- ドラグ・ショベルの作業計画を作成していますか。
- ドラグ・ショベルを用いて荷のつり上げ作業を行う場合、移動式 クレーンモードを搭載したドラグ・ショベルを使用していますか。 また、用途外使用にあたらないことについて検討を行った上で作 業を行っていますか。







STOP!熱中症

クールワークキャンペー

職場での熱中症により毎年約20人が亡くなり、 約600人が4日以上仕事を休んでいます。



労働災害防止キャラクター 68-4 998

キャンペーン期間

5月 6月 7月

8月 9月

キャンペーン 実施要項

重点取組

準備期間(4月)にすべきこと

きちんと実施されているかを確認し、チェックしましょう

	労働衛生管理体制の確立	事業場での熱中症予防の責任体制を確立
	暑さ指数の把握の準備	JIS規格に適合した暑さ指数計を準備し、点検
	作業計画の策定	暑さ指数に応じた休憩時間の確保、作業中止に関する 事項を含めた作業計画を策定
	設備対策の検討	簡易な屋根、通風または冷房設備、散水設備の設置を 検討
	休憩場所の確保の検討	冷房を備えた休憩場所や涼しい休憩場所の確保を検討
П	服装の検討	透湿性と通気性の良い服装を準備、身体を冷却する 機能をもつ服の着用も検討
	緊急時の対応の事前確認	緊急時の対応を確認し、労働者に周知
	教育研修の実施	管理者、労働者に対する教育を実施

【主唱】厚生労働省、中央労働災害防止協会、建設業労働災害防止協会、陸上貨物運送事業労働災害防止協会、港湾貨物運送事 業労働災害防止協会、林業・木材製造業労働災害防止協会、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会、一般社団法人全 国警備業協会 【論費】公益社団法人日本保安用品協会、一般社団法人日本電気計測器工業会 【總攬】関係省庁 (予定)

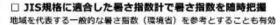
(**) 厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署

(R5.2)

キャンペーン期間(5月~9月)にすべきこと



暑さ指数の把握と評価







測定した暑さ指数に応じて以下の対策を徹底

	暑さ指数の低減	準備期間に検討した設備対策を実施
	休憩場所の整備	準備期間に検討した休憩場所を設置
	服装	準備期間に検討した服装を着用
	作業時間の短縮	作業計画に基づき、暑さ指数に応じた休憩、作業中止
	暑熱順化への対応	7日以上かけて熱へのばく露時間を次第に延長 ※新規入職者や休み明け労働者に注意
	水分・塩分の摂取	水分と塩分を定期的に摂取
	プレクーリング	作業開始前や休憩時間中に深部体温を低減
	健康診断結果に 基づく対応	次の疾病を持った方には医師等の意見を踏まえ配慮 ①糖尿病、②高血圧症、③心疾患、④腎不全、⑤精神・神経 関係の疾患、⑥広範囲の皮膚疾患、⑦感冒、⑥下痢
	日常の健康管理	当日の朝食の未摂取、睡眠不足、前日の多量の飲酒が熱中症 の発症に影響を与えることを指導し、作業開始前に確認
	作業中の労働者の 健康状態の確認	巡視を頻繁に行い声をかける、労働者にお互いの健康状態を 留意するよう指導
0	異常時の措置	少しでも本人や周りが異変を感じたら、必ず一旦作業を離れ、 病院に搬送する(症状に応じて救急隊を要請)などを措置 ※全身を濡らして送風することなどにより体温を低減 ※一人きりにしない

重点取組期間(7月)にすべきこと

- □ 暑さ指数の低減効果を再確認し、必要に応じ対策を追加
- □ 暑さ指数に応じた作業の中断等を徹底
- □ 水分、塩分を積極的に取らせ、その確認を徹底
- □ 作業開始前の健康状態の確認を徹底、巡視頻度を増加
- □ 熱中症のリスクが高まっていることを含め教育を実施
- □ 体調不良の者に異常を認めたときは、躊躇することなく救急隊を要請